

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町（以下「7自治体」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第7条により、（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条第1項により、特定事業の選定に当たっての客観的な評価を行い、その結果を公表する。

令和元年9月4日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

君津市長 石 井 宏 子

富津市長 高 橋 恭 市

袖ヶ浦市長 出 口 清

鴨川市長 亀 田 郁 夫

南房総市長 石 井 裕

鋸南町長 白 石 治 和

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業
特定事業の選定

令和元年9月4日

木更津市

君津市

富津市

袖ヶ浦市

鴨川市

南房総市

鋸南町

目次

第1． 事業概要	3
1． 事業内容に関する事項.....	3
(1) 事業名称.....	3
(2) 対象施設となる公共施設等の種類.....	3
(3) 公共施設の管理者の名称.....	3
(4) 事業の目的.....	3
(5) 事業方式.....	3
(6) 事業スケジュール（予定）	4
(7) 事業者の業務範囲.....	4
(8) 事業者の収入.....	4
2． 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	5
(1) 本施設の立地条件.....	5
(2) 施設規模.....	6
第2 7自治体が自ら事業を実施する場合と PFI 事業として実施する場合の評価... 7	
1． 評価方法	7
2． コスト算出による定量的評価.....	7
(1) 前提条件.....	7
(2) 財政負担の比較.....	8
3． PFI 事業として実施することの定性的評価	8
(1) 施設のライフサイクルでの事業運営の最適化.....	8
(2) 施設の管理・運営を担う高度人材の確保.....	9
(3) 7自治体の運営コストの低減.....	9
(4) SPC に対する適切なモニタリング	9
4． 総合的評価	9

第1. 事業概要

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業

(2) 対象施設となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設の管理者の名称

木更津市長 渡辺 芳邦

君津市長 石井 宏子

富津市長 高橋 恭市

袖ヶ浦市長 出口 清

鴨川市長 亀田 郁夫

南房総市長 石井 裕

鋸南町長 白石 治和

(4) 事業の目的

本事業は、現在実施している君津地域広域廃棄物処理事業が令和8年度に事業終了を迎えるにあたり、今後の本地域の社会環境の変化を踏まえ、7自治体による次期の広域廃棄物処理システムを構築する事業である。また、地球規模で深刻化する環境問題を直視し、循環型社会の形成に寄与する事業とするとともに、民間事業者の本施設的设计・建設、運営、施設所有等を委ねることで、民間の事業ノウハウを最大限に活用することを目的とする。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、PFI事業者が7自治体と事業契約を締結し、自らの提案をもとに本施設等を設計・建設し、事業期間が終了するまで、施設を所有し、運営を行うB00(Build:建設 Own:所有 Operate:運営)方式により実施する。PFI事業者は、本施設的设计・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設竣工後もその所有権を7自治体へ引き渡さず、所有する。

なお、本施設の整備については、交付金の対象事業として実施することとする。

(6) 事業スケジュール (予定)

日程	内容
令和元年7月17日	実施方針の公表
令和元年8月1日、2日	応募候補者との対話
令和元年9月	特定事業の選定
令和元年9月	募集要項の公表
令和元年12月	提案書類の提出
令和2年3月	優先交渉権者の決定
優先交渉権者の決定後速やかに	基本協定の締結
優先交渉権者の決定後速やかに	SPC の設立
令和2年3月～令和2年6月	契約詳細の協議
令和2年6月	事業契約の締結
事業契約締結後速やかに	環境影響評価の着手
令和5年4月	設計・建設着手
令和9年4月1日	供用開始
令和29年3月31日まで	契約終了

(7) 事業者の業務範囲

- 1) 事前業務
- 2) 事業用地の確保
- 3) 環境影響評価業務
- 4) 処理業務
 - ア 設計・建設業務
 - イ 運営業務の準備業務
 - ウ 本施設の運営業務
 - (ア) 搬出入管理業務
 - (イ) 運転管理業務
 - (ウ) 維持管理業務
 - (エ) エネルギーの有効利用業務
 - (オ) 副生成物及び溶融物・金属類の有効利用及び外部資源化業務
 - (カ) その他運営に関わる業務
- 5) 事業期間終了時の対応

(8) 事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は以下のとおりとする。

- 1) 事業用地の確保や環境影響評価業務に関する対価
- 2) 本施設の設計・建設業務に関する対価
- 3) 本施設の運營業務に関する対価
- 4) 売電等、エネルギーの有効利用による収入

1)、2)の対価については、7自治体が国から交付を受ける交付金相当額は、本施設の出来高に応じて建設事業年度毎に支払う。

3)の対価については、当該金額から4)の収入見込額を控除した総額について、固定費と変動費を設定し、別途提示する支払時期ごとに設定した処理委託料を、運営期間にわたり支払うものとする。

2. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 本施設の立地条件

1) 事業予定地の立地地域

応募者は、君津市、富津市及び袖ヶ浦市のいずれかの市内から、事業を実施するために必要な要件を満たす事業用地を選定して提案すること。

2) 事業予定地の面積

提案による。本事業の実施に必要な面積を十分に確保すること。

3) 都市計画等に関する事項

以下、提案による。本施設の立地に支障のある要件を含まないこと。

- ア 都市計画区域内外
- イ 用途地域
- ウ 防火地域及び準防火地域
- エ 高度地区
- オ 建ぺい率
- カ 容積率
- キ 河川保全区域
- ク 緑化率

4) 地形、地質等

- ア 地理条件
- 提案による。

イ 地質の状況
提案による。

5) その他

7自治体は、本施設を20年以上の長期にわたり使用することを想定している。

7自治体及びPFI事業者が協議により合意した場合には、合意内容に基づき事業期間を延長することを予定していることから、応募者は、事業期間終了後も確保できる事業用地を提案することとする。

事業予定地への運搬経路等については、事業予定地の決定を踏まえて、PFI事業者と協議の上決定する。

(2) 施設規模

本施設は、477t/日の処理能力を有するものとし、処理方式は、応募者の提案とする。ただし、提案可能な処理方式は次のいずれかとする。

- ・ シャフト炉式ガス化溶融方式
- ・ ストーカ式焼却方式+灰資源化
- ・ 流動床式ガス化溶融方式

第2 7自治体が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する

場合の評価

1. 評価方法

本事業をPFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することにより、公共サービス水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的な選定の基準は、次のとおりである。

- ・ コスト算出による定量的評価
- ・ PFI事業として実施することの定性的評価
- ・ 上記による総合的評価

2. コスト算出による定量的評価

(1) 前提条件

本事業について、7自治体が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較するに当たり、設定した主な前提条件は、以下のとおりである。

なお、当該前提条件は、7自治体が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

項目	7自治体が自ら事業を実施する場合	PFI事業として実施する場合
共通の条件	①事業期間： 27年間（建設期間7年間、運営期間20年間） ②年間計画処理量： 115,575t/年 ③割引率： 1.0%/年 ③物価上昇率： 0%/年	
事業方式	公設公営（組合） ※一部のみ委託を想定	B00（共同発注）
財政負担見込額の主な内訳	①建設費・土地取得費・環境影響評価費用 ②運営費 ③解体費 ④起債金利 ⑤公共人件費	①建設費・土地取得費・環境影響評価費用 ②運営費 ③解体費 ④モニタリング費用等 ⑤SPC経費 ⑥公租公課

項目		7自治体が自ら事業を実施する場合	PFI事業として実施する場合
建設に関する事項		基本構想において示された事業費に物価変動及び見積精査を考慮し設定	PFI事業として実施する場合は、7自治体が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が期待できるものとして設定
運営に関する事項		基本構想において示された事業費に物価変動及び見積精査を考慮し設定	PFI事業として実施する場合は、7自治体が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が期待できるものとして設定
資金調達に係る事項	交付金	交付金交付要綱に基づき設定	同左
	起債	建設費から交付金を除き、所定の充当率により設定	—
	一般財源	交付金、起債を除き設定	—
	民間資金	—	建設費から交付金を除き設定

(2) 財政負担の比較

上記(1)に基づいて、7自治体が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担額を現在価値に換算した上で比較すると、約2.3%の縮減が見込まれる結果となった。

3. PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合、7自治体の財政負担額の縮減といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 施設のライフサイクルでの事業運営の最適化

民間事業者に設計・施工・運営・施設所有・解体までを一貫してゆだねることで、民間の事業運営に関するノウハウを最大限活用することができ、施設のライフサイクルでの事業の最適化を図ることができる。施設のライフサイクルでの事業運営を最適化することで、他の事業形態と比べて公共財政負担を縮減することができ、縮減した財源を市民サービスの向上に活かすことができる。

(2) 施設の管理・運営を担う技術人材の確保

施設の管理・運営においては、電気・機械等の各分野の技術人材が求められる。自治体が公設公営により自ら事業を行う場合、一部業務を民間に委託する場合でも、公共側として施設管理・運営にかかる技術人材を一定数確保するケースが多い。一方、近年は自治体においてこのような技術人材を確保し続けることが難しくなっている。

PFI 事業として実施することにより、施設の管理・運営に必要な技術人材の確保を民間に委ねることができ、本事業にかかる技術人材を事業期間にわたり継続的に確保しやすくなる。

(3) 7自治体の組織運営にかかる負担の低減

7自治体が自ら事業を実施する場合には、施設所有等の観点から、一般的には7自治体が組合を組織して広域処理事業を行うことが必要となるため、組合の人員体制の確保や議会運営など、組合組織の運営にかかる負担が生じる。一方、B00方式により民間が施設を所有して処理事業を担い、7自治体が共同発注を行って処理を委託することにより、7自治体が組合を組織して自ら運営する場合と比較して、7自治体の組織運営にかかる負担の低減が期待できる。

(4) 事業実施に対する適切なモニタリング

7自治体が自ら事業を実施する場合、事業の実施状況を自ら監視することが必要になる。一方、B00方式によるPFI事業として実施することにより、民間に施設所有から処理業務までを幅広く委ね民間ノウハウの最大活用を図るとともに、SPCの事業実施状況に対し発注者としての外部モニタリングを実施し、事業の実施と監視を分担することができる。また本事業では、公共の責任範囲を明確にした形でSPCに出資し、SPCの経営を内部からもモニタリングすることで、幅広い業務範囲を民間に委ねるなかでも、SPCの事業実施状況に対し適切な監視を行うことができる。

4. 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、7自治体が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた7自治体の財政負担額について、約2.3%の縮減を期待することができるとともに、公共サービス水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

以上